資　料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

六月四日（火）

○一般案件

一、文仁親王同妃両殿下のクロアチア国、スロバキア国及びスロベニア国御訪問について（了解）（宮内庁・外務省）

○国会提出案件

一、「平成二十四年度環境の保全に関する施策」及び「平成二十五年度環境の保全に関する施策」並びに「平成二十四年度循環型社会形成及び二十五年度関連の施策」について（環境省）

一、平成二十四年度原子力規制委員会年次報告書について（決定）（原子力規制委員会）

公　告

諸　事　項

工場財団

群馬県太田市東矢島町210番地の１**株式会社オギハラ**の工場財団に、群馬県太田市東矢島町210番地１株式会社オギハラ第二工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成25年６月６日

前橋地方法務局太田支局

群馬県太田市東矢島町210番地の１**株式会社オギハラ**の工場財団に、群馬県太田市東矢島町300番地１株式会社オギハラ第三工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成25年６月６日

前橋地方法務局太田支局

沖縄県那覇市壺川三丁目２番地４**拓南製鐵株式会社**の工場財団に沖縄県沖縄市海邦町３番地26拓南製鐵株式会社新中城工場の機械器具等及び工作物を追加するための変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成25年６月６日

那覇地方法務局沖縄支局

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第２号の規定に基づき、平成25年５月24日から２週間の業務停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成25年６月６日

岐阜地方法務局長　白井　正彦

記

氏名　小林　誠司

所属する司法書士会　岐阜県司法書士会

登録番号　岐阜第396号

事務所の所在地　岐阜県各務原市蘇原坂井町３丁目90番地２

違反行為　添付情報等の適正管理義務違反

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　オーシャンアセットマネジメント株式会社

２．住所　東京都港区芝５―32―８青木ビル

３．代表者の氏名　代表取締役　久富　哲也

４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円

５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第646号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成25年12月６日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。

６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成25年６月６日

関東財務局長　坂本　正喜

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　ガイア・キャピタル・マネジメント株式会社

２．住所　東京都港区虎ノ門４―１―34虎ノ門タワーズレジデンス3204（旧住所：東京都品川区東五反田１―10―７ＡＩＯＳ五反田ビル）

３．代表者の氏名　代表取締役　西　健一郎

４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円

５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第664号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成25年12月６日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。

６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成25年６月６日

関東財務局長　坂本　正喜

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　マーザ・アニメーションプラネット株式会社

２．住所　東京都品川区東品川２―２―20天王洲郵船ビル

３．代表者の氏名　代表取締役社長　前田　雅尚

４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円

５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第826号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成25年12月６日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。

６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成25年６月６日

関東財務局長　坂本　正喜

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の名称　遠藤　恵太（近衛経済研究所）

２．住所　神奈川県横浜市中区豆口台158―１グレイス山手弐番館107号

３．代表者の氏名　遠藤　恵太

４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円

５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2539号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成25年12月６日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。

６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成25年６月６日

関東財務局長　坂本　正喜

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年６月６日

北陸地方整備局長　橋場　克司

１　処分をした年月日　平成25年５月16日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ユウホー設備株式会社　上里　和夫　富山県魚津市釈迦堂１―11―20　国土交通大臣許可（般・特―23）第16846号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成25年５月７日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

鉄道財団拡張の公告

平成25年３月27日付け官報で公告した成田空港高速鉄道株式会社所有の鉄道成田高速鉄道アクセス線接続点・空港第２ビル間について、平成25年５月27日鉄道財団拡張の登録をしたので、鉄道抵当法施行規則第17条の４の規定により公告する。

平成25年６月６日　国土交通省